令和８年第１０回１０月

つがる市農業委員会総会議事録

つ が る 市 農 業 委 員 会

1. 開催日時　　令和８年10月８日（木）　午後１時54分から午後２時18分
2. 開催場所　　つがる市生涯学習交流センター「松の館」２階　視聴覚室
3. 出席委員数　36人中､35人出席
4. 出席委員名

1.松橋　正行	2.古坂　光司	3.髙橋　敦樹	4.盛　　彰一	5.三橋　美也
6.杉野森由美子	7.小笠原　繁	8.長谷川勝則	9.田戸岡　誠	10.太田　善造
11.三橋　　衛	12.野宮富喜子	13.笠井　正己	14.新岡　　亮	15.吉田　秀美
16.菊池　昭二	17.葛西　勝久	18.秋田谷廣次	19.工藤しのぶ	20.成田　金春
21.杉森　広宣	22.今　　輝義	23.鎌田　　誠	24.三橋　　弘	25.長谷川一幸
27.長谷川秀樹	28.小山内　壽	29.藤本　正彦	30.工藤　正樹	31.稲葉　武彦
32.福井二三夫	33.工藤　　宰	34.横山　治彦	35.神　　文敏	36.浅見　春樹

計35人

5. 欠席委員　26.工藤　恒實　計１人

6. 議事日程

第１　議事録署名委員の指名
第２　会期の決定
第３　提出議案の上程
報告第１３号　農地法第１８条第６項の規定による通知書の受理について
議案第４７号　農地法第３条第１項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第４８号　農地法第３条第１項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第４９号　農地法第５条第１項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第５０号　農地に該当するか否かの判断について

第４　諸般の報告

7. 職務のため出席した事務局職員の職氏名
局　長：中野拓哉　次　長：高橋美香子　次　長：村田龍治　主　幹：吉村翔
主　査：吉田純也　主　事：坂本千怜　計６人

8. 会議の概要

事務局長（中野拓哉）

ただいまから、「令和８年第10回（10月）つがる市農業委員会総会」を開会致します。開会にあたり、会長から挨拶がございます。

会長あいさつ（藤本正彦）

本日は、委員の皆様方におかれましては、お忙しいところ、総会にご出席いただきましてありがとうございます。

稲刈りも終わりに近づいて、終わっている方も多数ではないかと思います。ところで前回も言いましたが稲刈りが終わった後、後始末が色々ありますけれども、10月10日から国スポ障スポが行われるわけでありますので、つがる市のイメージを良く

したい、悪くならないよう、藁の有効利用、焼かないよう皆様の協力をお願いしたい。また、来月、県大会がありますが、今回は 20 年以上の表彰者が４名おりますので全員参加をお願い致します。

さて、本日は 10 月総会という事で、慎重審議のもと、承認決定されます事をお願い致しまして開会の挨拶と致します。

事務局長（中野拓哉）

それでは、農業委員会会議規則第５条の規定により、会長が議長となり、議事を進行致します。会長、宜しくお願い致します。

議 長（藤本正彦会長）

ただいまの出席委員は、３６名中３５名です。定足数に達しておりますので、本日の会議は成立致します。

議 長（藤本正彦会長）

これより議事に入ります。まず議事日程第１の議事録署名委員の選任を行います。「つがる市農業委員会会議規則」第１３条第２項に規定する議事録署名委員ですが、議長において指名することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声があり）

議 長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって議事録署名委員には 30 番 工藤正樹委員、32 番 福井二三夫委員を指名致します。

次に議事日程第２の会期についておはかり致します。会期は、本日一日とすることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声があり）

議 長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日一日と決定致しました。書記には、事務局職員を任命致します。

それでは、これより議事日程第３の提出議案等の上程を行います。提出議案は、お手元に配布のとおりであります。

報告第１３号　農地法第１８条第６項の規定による通知書の受理について
議案第４７号　農地法第３条第１項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第４８号　農地法第３条第１項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第４９号　農地法第５条第１項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第５０号　農地に該当するか否かの判断について

以上、報告１件　議案４件　計５件を上程致します。

議 長（藤本正彦会長）

はじめに、「報告第 13 号 農地法第 18 条第６項の規定による通知書の受理について」を事務局から報告させます。

事務局説明（坂本主事）

それでは議案の１ページをお開きください。報告第 13 号についてご説明致します。

「農地法第 18 条第６項の規定による通知書の受理について」農地法施行規則第 68 条第１項の規定により下記のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する。令和８年 10 月８日提出、つがる市農業委員会会長。

報告第 13 号は、１ページの番号 105 番から２ページの番号 109 番の５件です。解約は田が４件で、面積は 55,243 ㎡、畑が１件で面積は 7,256 ㎡となっております。解約の理由は全て合意によるものです。以上で報告を終わります。

議 長（藤本正彦会長）

報告については、以上のとおりと致します。

議 長（藤本正彦会長）

次に、「議案第 47 号　農地法第３条第１項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明（坂本主査）

説明に入る前に、申請の取下げが１件ございましたのでお知らせ致します。

６ページ、番号 579 番の申請について、10 月７日付で取下げの申出がありましたので、こちらの案件については審議致しません。ご了承ください。

それでは、説明に入ります。３ページをお開きください。議案第 47 号について説明致します。

「農地法第３条第１項の規定に基づく農業委員会の許可について」農地法施行令第１条の規定により下記のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める。令和８年 10 月８日提出、つがる市農業委員会会長。

議案第 47 号は、番号 571 番から 13 ページの番号 593 番までの 22 件です。内訳は、所有権移転の「あっせんによる売買」の申請が２件で、面積は田が 6,143 ㎡、畑が 4,052 ㎡、「一般の売買」の申請が１件で、面積は田が 2,259 ㎡、「贈与」の申請が８件で、面積は田が 16,400 ㎡、畑が 21,615 ㎡。また、「賃貸借」の申請が 10 件で、面積は田が 163,050 ㎡です。「使用貸借」の申請が１件で、樹園地が 9,689 ㎡です。全案件とも別添の農地法第３条調査書１ページから８ページのとおり、許可要件の全てを満たしていると思われます。

次に、売買価格について説明します。３ページの 571 番の田は、10a 当たり 25 万円、572 番の畑は、総額 20 万円、10ａ当り約４万９千円、573 番の田は、総額 27 万円、10ａ当り約 12 万円となっております。以上で説明を終わります。

議 長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議 長（藤本正彦会長）
ないようですので、議案第 47 号の質疑を終結致します。
これより、議案第 47 号を採決致します。おはかり致します。
議案第 47 号は、原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議 長（藤本正彦会長）
ご異議なしと認めます。よって、議案第 47 号は、原案のとおり許可することに決定致しました。

議 長（藤本正彦会長）
次に、「議案第 48 号農地法第３条第１項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題と致します。
この案件については、14 番 新岡亮委員が関係している事案でございますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づき、「議事参与の制限」により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。関係議案終了後に入室、着席していただきます。

（14 番 新岡亮委員退席）

議 長（藤本正彦会長）
それでは、議案第 48 号について説明を求めます。

事務局説明（坂本主事）
それでは、14 ページをお開きください。議案第 48 号について説明致します。
議案第 48 号は、番号 946 番の１件です。内訳は、所有権移転の「贈与」の申請が１件で、面積は畑が 4,099 ㎡です。こちらの案件は別添の農地法第３条調査書９ページのとおり、許可要件の全てを満たしていると思われます。以上で説明を終わります。

議 長（藤本正彦会長）
説明が終わりました。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議 長（藤本正彦会長）
ないようですので、議案第 48 号の質疑を終結致します。
これより、議案第 48 号を採決致します。おはかり致します。議案第 48 号は、原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議 長（藤本正彦会長）
　ご異議なしと認めます。よって、議案第48号は原案のとおり許可することに決定致しました。
　14番 新岡亮委員、入室願います。

（14番 新岡亮委員が入室し着席）

議 長（藤本正彦会長）
　次に、「議案第49号農地法第５条第１項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明（吉田主査）
　15ページをお開きください。議案第49号「農地法第５条第１項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」農地法第５条第３項の規定により、下記のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求める。
令和８年10月８日提出、つがる市農業委員会会長。
　番号14番の申請地は、富菟町の畑１筆で面積が15,755㎡です。砂地部分を掘削し、保水を高めるため借受人による１年間の使用貸借権設定の一時転用です。農用地区域内の農地であるが、一時的な利用に供するものであり、周辺の農地等に係る営農条件への支障はないものと思われます。以上で説明を終わります。

議 長（藤本正彦会長）
　説明が終わりました。質疑に入る前に、現地確認の報告を求めます。12番 野宮富貴子委員、報告をお願い致します。

（12番 野宮富貴子委員報告）
　現地確認の報告を致します。本日、午前10時より、「30」番「工藤」委員と私「12」番「野宮」、 事務局長と吉田専門員の４人で確認してまいりました。15ページの番号14番の申請の場所は、航空自衛隊車力分屯基地より北西に約３．５㎞に位置し、周辺は農地や保安林であるが、農地等に係る営農条件への支障はないものと見てまいりました。

議 長（藤本正彦会長）
　報告が終わりました。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議 長（藤本正彦会長）
　ないようですので、議案第49号の質疑を終結致します。

これより、議案第 49 号を採決致します。おはかり致します。

議案第 49 号は、原案のとおり許可相当とし、県知事に送付することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議 長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第 49 号は、原案のとおり許可相当とし、県知事に送付することに決定致しました。

議 長（藤本正彦会長）

次に、「議案第 50 号農地に該当するか否かの判断について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明（吉田主査）

16 ページをご覧ください。議案第 50 号農地に該当するか否かの判断について。

耕作放棄地に係る農地法第２条第１項に規定する「農地」に該当するか否かの判断について、審議を求める。令和８年 10 月８日提出、つがる市農業委員会会長。

17 ページをお開きください。表の左から、土地の所在地、地目、面積、所有者氏名、耕作放棄地の把握年月日、今年度の現況確認年月日となっています。委員のお手元に、現地調査結果報告書を配布しています。農業委員３名と事務局で調査し「既に森林の様相を呈しているなど農地に復元することが困難である。」と判断し非農地として確認しています。内訳としましては、木造地区、田が６筆で 987 ㎡、畑が１筆で 143 ㎡、稲垣地区、田が２筆で 459 ㎡となっております。なお、沼崎久米川 26 番 13 については、持ち分１/２ずつの共有地であり、地目変更後に売買するとのことでした。本日の総会で非農地と判断された場合には、今月末頃までに所有者またはご家族の方に非農地通知書を発送する予定です。以上で説明を終わります。

議 長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。農業委員３名と事務局職員に現地調査と、その状況を確認させております。「農地に該当するか否かの現地調査結果報告書」の写しをお手元に配布しておりますので、現地確認の報告を省略致します。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議 長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第 50 号の質疑を終結致します。

これより、議案第 50 号を採決致します。おはかり致します。議案第 42 号は「非農地」と判断することにご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議 長（藤本正彦会長）
　　ご異議なしと認めます。よって議案第 50 号は「非農地」と判断することに決定致しました。

議 長（藤本正彦会長）
　　次に、議事日程第４の諸般の報告について、事務局から説明があります。

事務局説明
１．次期総会日程（案）について　（中野事務局長）
　１）日　時　　令和８年 11 月６日(金)　　午後２時００分より
　　場　所　　生涯学習交流センター「松の館」２階　視聴覚室

　２）日　時　　令和８年 12 月８日(火)　　午後２時００分より
　　場　所　　生涯学習交流センター「松の館」２階　視聴覚室

２．事務連絡
　１）令和８年度 青森県農業委員会大会（高橋次長）
　２）令和８年度 つがる市農業委員会視察研修について（村田次長）
　３）農用地のあっせんのお願いについて（吉田主査）
　４）農業委員会への申請時に係る土地の登記事項証明書の省略について（吉田主査）

議 長（藤本正彦会長）
　　以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了致しました。その他の件について、委員より発言がございましたら、お願いします。

（発言がなし）

議 長（藤本正彦会長）
　　以上をもって、「令和８年第 10 回（10 月）つがる市農業委員会総会」を閉会致します。